八　一般送配電事業者は、系統整備回収金、託送回収金相当金、系統整備負担金相当金、特定系統整備準備金引当、特定系統整備準備引当金取崩し（貸方）、系統整備負担金相当収益及び託送収益（託送回収金の回収に係る収益に限る。）以外の営業費の変動額として、託送供給等約款で設定した料金を算定した際に第八条第一項（第三十条第二項において準用する場合を含む。）の規定により整理された額及びこの号の規定により算定された額を基に算定した系統整備回収金、託送回収金相当金、系統整備負担金相当金、特定系統整備準備金引当、特定系統整備準備引当金取崩し（貸方）、系統整備負担金相当収益並びに託送収益（託送回収金の回収に係る収益に限る。）以外の営業費の変動額を整理しなければならない。

3　一般送配電事業者は、前項の規定により整理された特別固定変動額を、送配電関連固定費に配分することにより整理し、様式第十三の八により特別送配電関連固定費明細表を作成しなければならない。

4　一般送配電事業者は、前項の規定により整理された送配電関連固定費の額に、託送供給等約款で設定した料金を算定した際に第十一条の二第二項（第三十条第二項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定により算定した割合を乗じて得た額を、発電側特別変動固定費に整理し、三需要種別ごとに、前項の規定により整理された送配電関連固定費の額からこの項の規定により発電側特別変動固定費に整理された額を控除して得た額を、託送供給等約款で設定した料金を算定した際に第十二条第五項第一号（第三十条第二項において準用する場合を含む。）の規定により算定した割合（この項の規定により配分した場合はその割合）により配分し、需要側特別変動固定費に整理しなければならない。ただし、経済産業大臣が社会的経済的事情の変動により、公共の利益の増進に支障があると認めるときは、前項の規定により整理された送配電関連固定費のうち、系統整備回収金の変動額、託送回収金相当金の変動額、系統整備負担金相当金の変動額、特定系統整備準備金引当の変動額、特定系統整備準備引当金取崩し（貸方）の変動額、系統整備負担金相当収益の変動額及び託送収益（託送回収金の回収に係る収益に限る。）の変動額（以下この項において単に「変動額」という。）に係る特別固定変動額に相当する額に代えて、当該変動額の増額分に託送供給等約款で設定した料金を算定した際に第十一条の二第二項の規定により算定した割合を乗じて得た額を当該変動額を基に託送供給等約款で設定した料金を引き上げようとする際の供給計画等に基づく発受電等量等の予測値で除して得た額に、託送供給等約款で設定した料金を算定した際の供給計画等に基づく発受電等量等の予測値を乗じて得た額並びに当該変動額の減額分に託送供給等約款で設定した料金を算定した際に第十一条の二第二項の規定により算定した割合を乗じて得た額をこの項のただし書の規定により発電側特別変動固定費を整理した際の供給計画等に基づく発受電等量等の予測値で除して得た額に、託送供給等約款で設定した料金を算定した際の供給計画等に基づく発受電等量等の予測値を乗じて得た額を用いて、発電側特別変動固定費を整理し、当該変動額の増額分から当該変動額の増額分に託送供給等約款で設定した料金を算定した際に第十一条の二第二項の規定により算定した割合を乗じて得た額を控除して得た額を当該変動額を基に託送供給等約款で設定した料金を引き上げようとする際の供給計画等に基づく契約電力及び販売電力量等の予測値で除して得た額に、託送供給等約款で設定した料金を算定した際の供給計画等に基づく契約電力及び販売電力量等の予測値を乗じて得た額並びに当該変動額の減額分から当該変動額の減額分に託送供給等約款で設定した料金を算定した際に第十一条の二第二項の規定により算定した割合を乗じて得た額をこの項のただし書の規定により需要側特別変動固定費を整理した際の供給計画等に基づく契約電力及び販売電力量等の予測値で除して得た額に、託送供給等約款で設定した料金を算定した際の供給計画等に基づく契約電力及び販売電力量等の予測値を乗じて得た額を用いて、需要側特別変動固定費を整理することができる。